

熊本市介護保険条例の一部改正について

熊本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例

熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「38,400円」を「34,944円」に改め、同条第2号中「48,000円」を「43,776円」に改め、同条第3号中「57,600円」を「49,920円」に改め、同条第6号中「92,160円」を「84,480円」に改め、同号イ並びに同条第7号イ及び第8号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同条第9号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同条第10号中「138,240円」を「145,920円」に改め、同号ア中「500万円」を「520万円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同条第11号中「145,920円」を「161,280円」に改め、同号ア中「600万円」を「620万円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第13号イ若しくは第14号イ」を加え、同条第12号中「153,600円」を「176,640円」に改め、同号ア中「700万円」を「720万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ若しくは第14号イ」を加え、同条第13号中「161,280円」を「222,720円」に改め、同号を同条第15号とし、同条第12号の次に次の2号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 192,000円

ア 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 207, 360円

ア 合計所得金額が920万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第5条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「から第12号」を「から第14号」に改める。

附則第10条の6の次に次の1条を加える。

（令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率の特例）

第10条の7 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21, 888円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28, 416円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49, 536円とする。

#### 附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提出理由)

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）の施行及び熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しに伴い、保険料率の改定をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。